

八雲町防災会議委員および八雲町国民保護協議会委員の公募について

災害対策基本法第16条に基づき設置されている八雲町防災会議及び、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条に基づき設置されている八雲町国民保護協議会の各委員について、八雲町自治基本条例第17条の規定に基づき、広く町民の意見を取り入れるため、次のとおり委員の一部を公募します。

■ 公募要領

- 1. 応募できる方** 次のいずれにも該当する方
①八雲町にお住まいの方で、令和8年1月1日現在、満18歳以上の方
②地域防災、国民保護に关心があり、会議に出席できる方
※防災会議委員と国民保護協議会委員は兼職していただくことから、どちらか一方のみを申し込むことはできません
- 2. 公募人数** 2名
- 3. 任期** 任命の日から解任される日まで
- 4. 報酬** 会議出席に応じ、日額6,000円
- 5. 開催回数** 必要に応じ開催(年2回程度の開催を予定)
- 6. 選考方法** 応募者が公募人数を上回る場合は、抽選により決定します。
- 7. 応募期限** 令和8年1月16日(金)17時まで(必着) ※平日のみ受付
- 8. 申込方法** 町ホームページからダウンロードまたは危機対策課に備え付けしている応募書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送または電子メールで応募してください。
- 9. 申込・問合先** 危機対策課防災係 Tel 0137-62-2226
E-Mail kikitaisaku@town.yakumo.lg.jp